

IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 32
2016年1月



収益認識基準 修正案に対する コメントの概要と IASB対応

ハイライト

- IASB 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」案
- 米国におけるIFRSに関する検討状況
- IASB解釈指針案
 - ・法人所得税務処理に関する不確実性
 - ・外貨建取引と前渡・前受対価
- その他のIFRS関連ニュース

収益認識基準の修正公開草案の概要は、10minutes 31号で解説していますので、ご参照ください

2015年7月30日に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正案に対して74通のコメントが寄せられました。概ねIASBの提案を支持するものでしたが、IASBとFASBが異なる修正をすることを懸念する声も多くありました。

【12月IASBの審議】

IASBはコメントの内容とその対応を検討し、下記の「履行義務の識別」に関する提案を除き、概ね、公開草案どおりに最終化する方向で暫定決定しています。

＜履行義務の識別＞ 契約に含まれる財またはサービスを移転する複数の約束が、「別個」のものであるかを判断する際の要件である「区分して識別可能」の考え方の明確化

IASBの修正案	FASBの修正案	検討を求めるコメント
● 基準本文は修正せず 設例を追加・修正	● 基準本文を修正—説明的な文言を追加し、その文言と整合するよう判断要素も修正 ● 設例を追加	● 設例の追加だけの明確化では不十分 ● FASBの修正案は明確でわかりやすい。「区分して識別可能」の原則の理解や適用可能性を高める

＜12月IASBの暫定決定＞

FASBの修正基準とコンバージェンスするよう修正

履行義務の識別に関してFASBが提案している他の2つの論点(重要ではない約束した財・サービス/出荷活動)については、これまでの決定どおり修正しないことをIASBは改めて暫定決定しています。

公開草案の対応ではありませんが、対価の変動がコモディティ価格のように市場価格の変動のみによる場合、IFRS第15号の変動対価の見積りに関する要求事項の対象とならないことが12月のIASBの審議で暫定決定されています。

移行リソース・グループ(TRG)の活動について、コメントの多くは基準発効日までの活動継続を支持しました。一方、すぐに活動を停止すべきという意見もでています。

What's New

Inform



日付	主体	2015年10月～12月の主なニュース
10月21日	IASB/IFRS IC	不確実な税務ポジションの取扱いに関する解釈指針の公開草案を公表【03ページ】
10月21日	IASB/IFRS IC	外貨建取引における前受・前渡対価の換算レートに関する解釈指針の公開草案を公表【03ページ】
10月28日	IASB	実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の公開草案を公表【01ページ】
11月4日	IFRS財団	評議員会がIFRSタクソノミ開発にIASBの関与を高めることを提案する意見募集を公表【04ページA】
11月6日	法務省	修正国際基準(JMIS)にかかる「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を開始
11月16日	SEC	SECコミッショナーが米国企業のIFRSベース財務情報の任意開示について述べる【02ページ】
11月19日	金融庁	企業会計審議会第3回会計部会にて国際会計人材の育成などについて報告【04ページB】
11月19日	IASB	IAS第40号「投資不動産」の狭い範囲の修正に関わる公開草案を公表【04ページC】
11月19日	IASB	「年次改善2014-2016年サイクル」の公開草案を公表【04ページD】
12月9日	IASB	保険会社等のIFRS第9号の適用に関する経過措置の公開草案を公表【04ページE】
12月9日	SEC	SEC議長Mary Jo. White氏がAICPA年次会議にて米国におけるIFRSについて言及【02ページ】
12月17日	IASB	IFRS第10号およびIAS第28号の狭い範囲の修正の発効日を延期する最終基準を公表

◆組織名の略称: 国際会計基準審議会 (IASB)、国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS IC)、企業会計基準委員会 (ASB)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、米国証券取引委員会 (SEC)

IASB公開草案 実務記述書 「財務諸表への 重要性の適用」

2015年10月28日に公表された財務諸表の重要性に関する実務記述書案は、開示を改善するためのIASBの取組みの一部です。

重要性の概念をIFRSに基づき作成された一般目的財務諸表にどのように適用するのか、開示する情報を決める際のポイントとなる重要性について、企業の経営者の意思決定を助ける資料です。

現在のIFRSにおける重要性の定義を変えるものではなく、重要性の概念及び適用例などを示す記述書であり、強制力はありません。

意見募集の期限は、2016年2月26日です。

開示に関する取組み(開示イニシアチブ) 7つのプロジェクト						
IAS第1号 「財務諸表の 表示」の修正 (2014.12公表)	重要性 実務 記述書	IAS第7号 「キャッシュ・フロー 計算書」の修正 (2016.Q1公表予定)	開示原則 討議資料 (2016.Q2 公表予定)	IAS第8号 「会計方針、会計上の 見積りの変更及び 誤謬」の修正	既存の 基準の レビュー	デジタル 報告
<重要性の実務記述書案の概要>						
主な領域	主な内容					
【重要性の一般的な特性】 <ul style="list-style-type: none">■ 主要な利用者とその特性■ 定性的・定量的な評価	<ul style="list-style-type: none">・ 企業には、投資家や融資者などの主要な利用者がいる。幅広い主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすように表示・開示を行うべき。・ 重要性の評価は、情報の定性的・定量的な評価を行い、また単独・財務諸表全体としての評価を行うべき。					
【財務諸表における表示・開示】 <ul style="list-style-type: none">■ 重要性のない情報■ 情報の集約と分解■ 期中報告	<ul style="list-style-type: none">・ 重要性のない情報の開示に有用性がある場合もあるが、重要性のない情報の開示により重要性のある情報が覆い隠されないかを考慮する必要がある。・ 財務諸表の本表・注記における情報の集約については、集約により「失われる」情報に重要性があるかどうかを判断すべき。・ 期中財務諸表には、年次財務諸表への重要性の適用に関する概念と同じ一般原則が適用される。しかし適用される文脈・目的は異なる。					
【脱漏と誤表示】 <ul style="list-style-type: none">■ 当期の誤表示・過年度の誤謬■ 意図的な誤表示	<ul style="list-style-type: none">・ 重要性のある誤表示はすべて修正すべき。重要性のない誤表示について、訂正により過大なコストが生じたり、財務諸表の公表が遅れたりする場合などは、個々にまた全体として重要な誤表示となるかを検討すべき。・ 経営者が特定の表示または結果を達成するために意図的に項目を誤表示する場合は、重要性のある誤表示である。					

米国における IFRSの取り組み の現状

米国市場では、現在IFRSを利用している外国登録企業(FPI)は500社を超え、その時価総額は数兆ドル規模といわれています。

一方、米国登録企業はIFRSを利用することが認められていません。

米国の財務会計基準審議会(FASB)とIASBによる主要な会計基準のコンバージェンス・プロジェクトも、2016年1月の新リース基準公表をもって、一区切りとなります。

2015年12月に開催されたAICPAの年次会議におけるSEC委員長Mary Jo White氏の発言を中心に最近の米国関係者に関する動向をまとめました。

米国関係者の多くは、基本的に、
单一で高品質なグローバルに
公正妥当と認められる会計基準
を継続的な目標として支持。

単一で高品質な グローバル会計基準

今後の米国の方向性は?

昨年SEC主任会計官が紹介した、
米国国内企業に対して米国会計基準
財務諸表の補足情報として、米国基準
の数値への調整表なしでIFRS財務
数値の開示を認めることは
次のステップとして有用となりうる。

米国国内企業の IFRSの利用

米国市場関係者は、米国国内
企業へのIFRSの強制もしくは
任意の適用を支持していない。

外国登録企業による IFRS適用の拡大

2007年にSECが外国登録企業に
対して、米国会計基準への調整
表なしにIFRS財務諸表を使用
することを認めて以降、外国登録
企業によるIFRS適用は増加の一途をたどる。

IASB解釈指針案

・法人所得稅務処理に関する不確実性

・外貨建取引と前渡・前受対価

2015年10月21日に公表された2つの解釈指針の公開草案は、実務で多様性がある基準の適用方法に対応するためのガイダンスです。

いずれも意見募集の期限は、2016年1月19日です。

A.「法人所得稅務処理に関する不確実性」解釈指針案

論点：不確実な稅務ポジションを会計処理にどのように反映すべきか？

不確実な稅務処理は
集合的 or 別個に考慮すべきか？

- どちらのアプローチが不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するかに基づいて決定する

稅務当局の調査をどのように
仮定すべきか？

- 稅務当局は報告された金額を調査すると仮定する
- 稅務当局はすべての関連性のある情報についての十分な知識を有していると仮定する

(課税所得等の決定)
稅務当局が不確実な稅務処理を
認める可能性が高いかどうか？

高くない
(50%含む)
高い

最も可能性の高い金額 or 期待値 <より適切な方法>

課税所得等を法人所得稅申告において使用した又は使用予定の
稅務処理と整合的に決定

B.「外貨建取引と前渡・前受対価」解釈指針案

論点：非貨幣性の前渡・前受対価に関連する資産、費用または収益の当初認識時にどの為替レートを使用すべきか(為替レート決定の取引日をどのように決定すべきか)？

下記のいずれか早い方を為替レートを決定するために使用する取引日とする

- 非貨幣性の前払資産または繰延収益負債の当初認識日
- 資産、費用または収益が認識される日

取引が段階的に発生する場合(前払い・前受けが複数回ある場合、財が異なる時期に引渡される場合、一定期間にわたってサービスが引渡される場合など)は、取引日も上記原則に基づき段階的に決定する。

例) 単一の有形固定資産の購入に対する単一の前受一買手

有形固定資産を認識
(前払資産を認識中止)

- レートを使用
(4月1日JPY100/US\$)
- レートに再換算しない

前渡対価
(前払資産)
を認識

外貨建の対価
の前渡し
a.
20X1年4月1日
JP¥100/US\$

商品
の引渡し
b.
20X1年4月15日
JP¥110/US\$

(為替レート)

契約日

その他の IFRS関連 ニュース

10月からの3ヶ月間の、IFRSに関するその他のニュースを紹介します。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイトをご利用ください。



A. IFRSタクソノミ開発にIASBの関与を高めることを提案する意見募集の公表(11月4日)

IFRS財団評議員会は、IFRSタクソノミの開発と維持に関するデュー・プロセスを改善する意見募集文書を公表しました。本文書は、IFRSタクソノミの開発に関するIASBの責任を拡大させるよう、下記を含む提案をしています。

- IFRSの新規公表および修正にかかるタクソノミ・アップデートをIASBが承認する。
- 実務慣行(common practice)を反映したタクソノミ・アップデートをIASBメンバー3~5名(IFRSタクソノミ・レビュー・パネル)がレビューする。
- IFRSタクソノミ・アップデートを一般に意見募集する。

B. 企業会計審議会第3回会計部会にて国際会計人材の育成の取組状況などを報告(11月19日)

会計部会の委員である大学教授、IFRS任意適用企業、監査法人、日本公認会計士協会、財務会計基準機構／企業会計基準委員会がそれぞれ、国際会計人材の育成に関する取組み状況等について報告し、その後、質疑・意見交換が行われました。

C. IAS第40号「投資不動産」の狭い範囲の修正に関する公開草案の公表(11月19日)

IASBは、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替に関するガイダンスを明確化するため、IAS第40号を修正する公開草案を公表しました。建設中または開発中の不動産でこれまで棚卸資産に分類されていたものについて明らかな用途変更がある場合、投資不動産に振り替えることができるのかどうかに関して、次の修正を提案しています。

- 企業は、用途変更が生じているという証拠に裏付けられた不動産の用途変更がある場合に、かつ、その場合にのみ、不動産を投資不動産にまたは投資不動産から振り替えなければならない。

D. 「年次改善2014–2016年サイクル」の公開草案の公表(11月19日)

IASBは、下記の3つの基準について狭い範囲の修正を提案する公開草案を公表しました。

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」—短期的な免除規定のうち意図した目的を果たしたもの削除する。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」—子会社、共同支配の取決め、関連会社、非連結の組成された企業などの他の企業への関与に係る開示に関する要求事項について、一部を除き、売却目的保有等に分類される持分にも適用されることを明確化する。
- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」—関連会社等への投資者がベンチャー・キャピタル企業等である場合に認められている純損益を通じた公正価値での測定が、投資ごとの選択であることを明確化する。

E. 保険会社等のIFRS第9号の適用に関する経過措置の公開草案の公表(12月9日)

IASBは、IFRS第9号「金融商品」(発効日は2018年1月1日)と新しい保険契約基準(発効日はさらに遅い時期)の発効日の相違による一時的な影響に対処する公開草案を公表しました。新しい保険契約の要求事項よりも前に新しい金融商品の要求事項を適用した際の、純損益における会計上のボラティリティが増大する可能性などに対応するため、IFRS第4号「保険契約」を以下のように修正することを提案しています。

- **上書きアプローチ:**保険契約を発行する企業に対し、IFRS第9号の適用時に金融資産の測定の変更を原因として生じる純損益の増分ボラティリティを純損益から消去する(純損益からその他の包括利益に組み替える)ことを認める選択肢。新しい保険契約基準が発効するまで選択可能とする。
- **延期アプローチ:**保険契約の発行を主たる事業とする企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する選択肢。新しい保険契約基準が発効するまで選択可能とする。ただし、2021年1月1日から後は使用できない。

How PwC can help

PwCがお手伝い
できること

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

IFRS導入支援

全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。

グローバル勘定科目 統一支援

経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。

内部監査支援

アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態をご支援します。

決算期統一・ 決算早期化支援

決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



企業買収・再編関連 会計アドバイザリー

M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、すべての場面で会計アドバイスを提供します。

経理人材育成 の研修支援

クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。

海外進出の 総合支援

海外進出に当り、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。

複雑な会計領域 のアドバイス

複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us

PwC Japan

PwCあらた監査法人

京都監査法人

プライスウォーターハウスクリーパース株式会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、ディールアドバイザリー、コンサルティング、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Inform (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://inform.pwc.com/inform2/show?action=selectAppLanguage&id=ja>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行

IFRSの基準書や総合的な情報は

Inform

